



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1267	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1268	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1269	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
1270	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
1271	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	2
1272	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
1273	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築住宅課).....	3

○ 正誤

平成25年7月19日付け和歌山県報第2473号和歌山県告示第925号中	3
平成25年10月1日付け和歌山県報第2494号和歌山県告示第1223号中	3

告 示

和歌山県告示第1267号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年12月2日まで縦覧に供する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年10月2日

2 名称

特定非営利活動法人のびのびキッズ海南

3 代表者の氏名

川野英子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市多田737番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる地域住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもたちの健全な育成と地域における子育て環境の充実を図ることを目的とする。

和歌山県告示第1268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西薬 11-12	下地薬局	西牟婁郡白浜町椿105	平成 25. 8. 31
那薬 12-6	辻内薬心堂薬局	紀の川市粉河771-8	平成 10. 7. 21
那医 54-38	木村医院	紀の川市粉河1812	平成 20. 10. 30
那医 4-34	磯医院	紀の川市桃山町市場334	平成 22. 3. 25

和歌山県告示第1269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
株式会社こすもす	新宮市清水元2-2-18	こすもす介護センター	新宮市清水元2-2-18	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25. 3. 10

和歌山県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社SIN	和歌山市北野741番地の5	介護支援心	岩出市西国分34-1	居宅介護支援事業	平成 25. 8. 1

和歌山県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日

株式会社バ ジル	海南市南赤坂 11 和歌山リ サーチラボ51 1	居宅介護支 援事業所バ ジル	海南市南赤坂 11 和歌山リ サーチラボ51 1	居宅介護支 援事業	指定事業所 の所在地	海南市大野 中376	海南市南赤 坂11 和歌 山リサーチ ラボ511	平成 23.6.1
-------------	-----------------------------------	----------------------	-----------------------------------	--------------	---------------	---------------	-----------------------------------	--------------

和歌山県告示第1272号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
	7005	7002	平成 25.9.24	新宮市あけぼの4番27 号	株式会社須川洋行 代表取締役 須川輝一	製材・チップ	三重県南牟婁郡御浜町 阿田和2273番地

和歌山県告示第1273号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 認定番号 建字第489号
- 2 認定日 平成25年10月4日
- 3 一団地の対象区域 田辺市湊字神田674-1 他
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局建築住宅課
西牟婁振興局建設部

正 誤

正 誤

平成25年7月19日付け和歌山県報第2473号和歌山県告示第925号中

ページ	誤	正
10	学童クラブそよ風 I	学童クラブそよ風1

正 誤

平成25年10月1日付け和歌山県報第2494号和歌山県告示第1223号中

ページ	誤	正
4	梅田和典	梅本和典